

令和 7 年 9 月 16 日

指定旧供給地点の変更の許可について

内閣府沖縄総合事務局長から、沖縄ガス株式会社（法人番号 6360001000288）による指定旧供給地点の変更の許可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 36 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等」（20170329 資第 5 号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第 1（17）②に適合していると認められましたので、別紙のとおり内閣府沖縄総合事務局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

府経政策第107号
令和7年9月16日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の変更の許可について（回答）

令和7年9月9日付け府経エ燃第302号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の変更の許可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該指定旧供給地点の変更の許可の申請については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。）第1（17）②に適合していると認められましたので、許可することに異存はありません。